

**区役所等の証明書発行窓口でキャッシュレス決済の利用を開始します！
～現金以外にも多くの支払い方法を選べるようになりました～**

千葉市では、区役所や市民センターの証明書発行窓口で、証明書交付時に手数料を支払う場合、現金のみの取り扱いとなっていました。2月28日からキャッシュレス決済の利用を開始しますので、お知らせします。

1 開始日

令和5年2月28日（火）

2 対象窓口（計24カ所）

各区市民総合窓口課（6カ所）、各市税事務所市民税課（2カ所）、各市税出張所（4カ所）、各市民センター（12カ所）

3 キャッシュレス決済の対象

対象窓口にて発行する各種証明書（住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明、市県民税所得証明、納税証明書等）の交付手数料

4 使用できるキャッシュレス決済（合計24種類）

（1）クレジットカード（5種類）※タッチ決済可

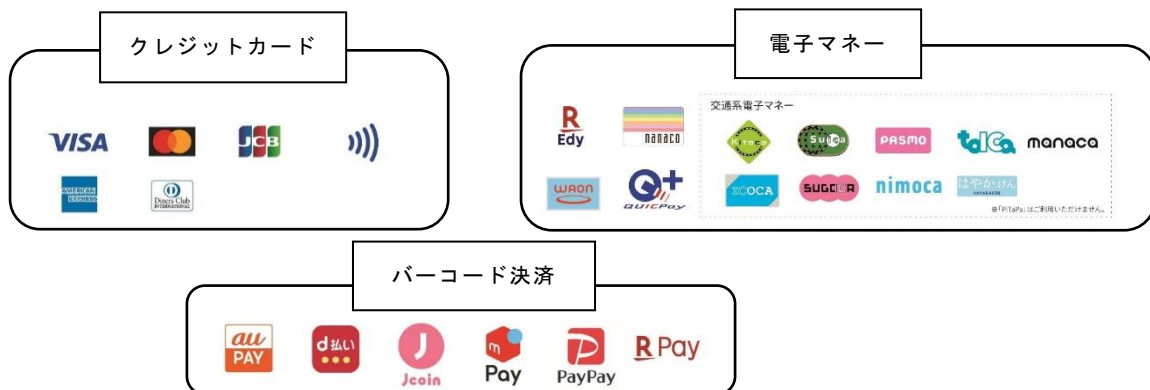
Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub

（2）電子マネー（13種類）

楽天Edy、nanaco、WAON、QUICPay、交通系IC（Suica、Pasmo等）

（3）バーコード決済（6種類）

auPay、d払い、J-Coin Pay、メルペイ、PayPay、楽天ペイ



問い合わせ先

【市民総合窓口課（市民センターを含む）の窓口に関すること】
市民局市民自治推進部区政推進課 電話 245-5132
【東西市税事務所（市税出張所を含む）の窓口に関すること】
財政局税務部課税管理課 電話 245-5121